

<sup>みやこ</sup>  
京の生物多様性担い手宣言制度実施要綱細則

(目的)

第1条 この細則は、<sup>みやこ</sup>京の生物多様性担い手宣言制度実施要綱（以下「要綱」という。）において別に定めることとされている事項に関し、必要な事項を定めるものである。

(宣言項目)

第2条 要綱第3条に規定する別に定める生物多様性のための行動は、個人においては別表第1に、団体等においては別表第2に掲げる項目とする。

(宣言方法)

第3条 要綱第4条に規定する別に定める方法は、次の各号に掲げるいずれかによることとする。

- (1) 本市の生物多様性ポータルサイト「<sup>みやこ</sup>京・生きものミュージアム」からの登録
- (2) ファックス、郵送又は持参による宣言内容を記した用紙の提出

(宣言項目の変更)

第4条 要綱第8条に規定する別に定める方法は、次の各号に掲げるいずれかによることとする。

- (1) 本市の生物多様性ポータルサイト「<sup>みやこ</sup>京・生きものミュージアム」のマイページからの変更等
- (2) ファックス、郵送又は持参による変更等の内容を記した用紙の提出

附 則

(施行期日)

この要綱細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱細則は、令和4年7月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

生物多様性に関する学習や情報発信	動物園、水族館、植物園に行き、生きものや生態について知る。
	環境学習施設に行き、生物多様性について知る（京エコロジーセンター、さすてな京都など。）。
	生物多様性について学習する。
	京都の自然の素晴らしさを伝える（SNS、写真や絵、文章など。）。
	生物多様性の大切さを伝える。
	自然と共生してきた伝統的な知識・文化を伝承する。
	発見した生きもの情報を共有する（SNS、アプリなど。）。
日常生活の中における生物多様性への配慮	生態系を壊さないよう、野生の生きものに餌を与えたり、傷付けたりしないようにする。
	生態系を壊さないよう、野外で生きものをむやみに捕獲・採取したり、本来の生息場所以外で放したりしないようにする（希少な生きものを持ち帰らない、最後まで責任を持ってペット飼育するなど。）。
	生きものの生息・生育環境を悪化させないように、決められた場所以外でゴミを捨てないようにする。
	過度な開発・乱獲の防止や里地里山の保全につなげるため、環境に配慮した商品・サービスを消費・利用する。
	農林業の振興による里地里山の保全や、環境への負荷の低減のため、旬の食材や地元産の農林水産物を購入・消費する。
	気温や海水温の上昇による生息・生育場所の変化など、生物多様性の劣化につながる、地球温暖化への対策を行う（省エネ製品への買替え、節電、再エネ電気の購入、環境性能の高い車の選択、エコドライブの実施、公共交通機関の優先的な利用など。）。
自然や生きものとのふれあい、緑化	生態系への影響が懸念されている、海洋ゴミやマイクロプラスチックの原因となる、プラスチックゴミを削減する（マイバック、マイボトル等の利用など。）。
	自然や生きものとのふれあいの機会を持つ（河川敷の散歩やハイキングなど。）。
	エコツアーリズムやグリーンツアーリズム、自然観察会に参加する。
	庭先や生垣、ベランダ、壁面等を緑化する。緑化の際は、在来種や生きものを呼び込める種（実のなる木等）を意識して取り入れる。
生きものや自然の保全活動・支援	家庭菜園を行う（市民農園の利用など。）。
	美化活動に参加する（公園や河川の清掃など。）。
	生物多様性に関する市民調査に参加する（「京の生きもの生息調査」など。）。
	里地里山の保全・回復のための活動に参加する。
	文化を支える生物資源の「生息域外保全」の取組に参加する（「京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度」など。）。
	生きものの生息・生育環境の保全活動に参加する。
生物多様性保全活動に寄付する（京都市への「ふるさと納税」含む。）。	

別表第2（第2条関係）

生物多様性に関する学習や情報発信	団体の中で生物多様性に関する学習会を実施する。
	地域で生物多様性に関する学習会を実施する。
	環境報告書等で生物多様性に関する取組などの情報を開示・提供する。
	自然の素晴らしさを発信する。
	市域の生きものや自然の状況に関する情報や生物多様性の大切さについて、積極的に、分かりやすく発信する。
	生物多様性に関する最新の知見を発信する。
団体の活動における生物多様性への配慮	化学物質を使用する際は、生態系に影響を及ぼさないよう配慮する。
	減農薬や有機農法など、環境に配慮した農業に取り組む。
	開発行為に当たっては、地域の生態系に重大な影響を及ぼさないよう、計画段階から十分に検討を行う。（植樹や緑化の際に極力外来種を避けるなど）
	環境負荷の小さい物品を購入する。
	利用不足となっている市内産の生物資源（木材、竹材等）を利用する。
	地元産の農水産物を購入・消費する（社員食堂など。）。
	プラスチックごみの発生が少ない製品・サービスを提供する。
	生物多様性に配慮した商品・サービスを提供する。
	KES等、環境マネジメントシステムの認証を取得する。
	製品の生産過程やサービスの提供過程において発生する生物多様性への影響を把握し、可能な限り低減を図る。
	フィールドにおいて、生息・生育する希少種を採取したり、傷付けたりしないようにする。
	外来生物の防除活動に当たっては、植物の種子の散乱や生きものの逃げ出しに注意し、他の地域に広げることのないようにする。
	投融資の審査基準に生物多様性の観点を組み込む。
責任投資原則を考慮し、生物多様性への配慮を行う。	
環境格付けの評価プロセスに生物多様性の観点を組み込むなどの方法により、生物多様性に配慮した事業活動を促進するような金融商品を開発・提供する。	
自然や生きものとのふれあいの機会の創出、緑化	地域において自然体験の機会を提供する。
	エコツーリズム、グリーンツーリズムの推進を支援する。
	エコツーリズム、グリーンツーリズムを企画する。
生きものや自然の保全活動・支援	在来種や生きものを呼び込める種（実のなる木等）を積極的に使用し、緑化に取り組む。
	市民や他の団体の生物多様性の保全活動を支援する（京都市への「企業版ふるさと納税」含む。）。
	文化を支える生物資源の「生息域外保全」の取組に参加する。
	生きものの生息・生育場所や希少種、里地里山の保全等の活動を行う。
	活動内容の発信等を通じて、取組の輪を広げる。
	適切な間伐の実施等により、健全な森林の管理に努める。
	生物多様性の保全活動が適切に実施されるよう、必要に応じて助言を行う。
	生物多様性保全上重要な地域の生態系等について調査・研究を行う。
フィールドにおいてモニタリングを実施するなど、生きものの生息状況の情報を積極的に収集する。	

